

函館市監査公表第26号

函館市長から、財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨の通知があったので、当該通知（写）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、別紙のとおり公表する。

平成29年9月26日

函館市監査委員 山 田 潤 一

函館市監査委員 植 松 直

函館市監査委員 斉 藤 明 男

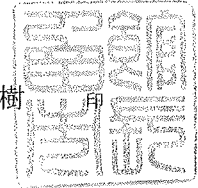
函館市監査委員 松 宮 健 治

函 子 企
平成 2 9 年 9 月 1 2 日

措 置 通 知 書

函 館 市 監 査 委 員 様

函館市長 工 藤 壽 樹



地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第12項の規定により、次のとおり通知します。

部 局 名	子ども未来部		
監 査 の 種 類	定期監査 ・ 財政援助団体等監査 ・ その他（ ）		
監査等実施期間	平成28年11月30日～平成29年3月27日	講評日	平成29年3月29日
調査対象事項名	公の施設の指定管理者監査 施設名 函館市美原児童館，函館市昭和児童館および函館市神山児童館 団体名 学校法人野又学園		
指摘事項，意見・要望事項			
1 指摘事項			
(1) 指定管理児童館の管理に係る委託料について，指定管理者の指定にあたって当該団体が提出した申請書には，指定管理期間の5年間合計で154,347,205円と記載されていたところ，別に記載のあった利用料金収入715,000円を加えた155,062,205円で誤って協定を締結していたことから，直ちにこれを是正されたい。			
(2) 毎月提出しなければならない定期報告書について，提出期限を著しく経過していたものがあったほか，記載誤りも散見されたことから，当該団体への指導の徹底はもとより，報告事項の誤りを是正させるなどチェック機能を強化し，適切な運用が図られるよう努められたい。			
2 監査意見			
指定管理児童館の管理に係る労務・経理等の管理業務については，当該団体本部職員の分担により行われているが，その人件費は予算額を大きく超過していたことから，収支計画に則った事業運営がなされるよう指導する必要があるものと思料する。			
措置内容，対応・考え方等			
1 指摘事項			
(1) 指定管理児童館の管理に係る委託料については，平成29年3月31日付けで一部変更協定を締結し，平成28年度以後4年間分の委託料を更正したほか，平成27年度委託料の過払い分については，指定管理者と同日付けで取り交わした覚書に基づき，指定管理者から市に返納され，市においては平成28年度歳入（その他の雑入）として処理しております。			
(2) 定期報告書に関し，提出期限が守られていないことおよび記載誤りについては，指定管理者に対し，期限の遵守および内容確認の徹底を指導したほか，報告書が提出された際には，内容確認を複数の職員で行うなど，チェック体制の強化を図りました。			
2 監査意見			
指定管理児童館の管理に係る労務・経理等の管理業務については，指定管理者に対して，業務内容や事務の実態に合わせた収支計画を作成するとともに，その収支計画に則った事業運営を行うよう指導したところであります。			